

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 5 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	ふちゅう市議会だよりの 最終ページ定例会議案等 議決結果一覧の表記変更 を求める陳情						1
2	野村不動産の寿町1丁目高 層マンション建設計画に関 する陳情						2
3	基地跡地の利用計画の 「検討協議会」に留保地 近隣の住民代表を参加さ せることを求める陳情						4
4	「共謀罪 = テロ等準備 罪」を創設する組織犯罪 処罰法」改正案の国会上 程に反対し、この法案を 国会に上程しないことを 国に求める府中市議会の 意見書の採択を求める陳 情						6
5	陳情の取り扱いに関する ルールの明確化を求める 陳情						8

陳 情 番 号	1	受理年月日	平成29年2月13日
陳情人住所氏名	府中市紅葉丘2 - 29 - 6 山 田 忠 勝		
件 名	ふちゅう市議会だよりの最終ページ定例会議案等議決結果一覧の表記変更を求める陳情		
〔陳情趣旨〕 ふちゅう市議会だよりの最終ページにある、定例会議案等議決結果一覧が会派単位で記載されています。 しかし現在の紙面構成のように会派単位で記述されていると、自分の投票した議員個人の議決に対する賛否の実績確認ができません。 個人単位で議決の賛否一覧表を記載していただきたく陳情いたします。			
〔陳情理由〕			
1 現在の市議会だよりでは、自分の投票した議員個人が市民みずからの意思の代弁をしているかどうかの確認ができない。			
2 また会派単位では、各議員の議案に対して取り組む姿勢を市民が正しく評価できません。(我々一般市民は会派に投票したわけではありません。)			
3 18歳投票権が始まり、ますます地方議員の役割が重要になってきますが、議員の仕事が可視化されていないと市政に対する無関心を招き選挙低投票率の原因とならないか、懸念されます。 そこで下記のとおり、陳情いたします。			
〔要望事項〕 議案ごとに議員個人名で賛否の実績を記述する一覧表を新設していただきたい。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	2	受理年月日	平成29年2月13日
陳情人住所氏名	府中市寿町1-3-10 藤和府中コープ管理組合 理事長 畑 敏 幸		
件 名	野村不動産の寿町1丁目高層マンション建設計画に関する陳情		
〔陳情の趣旨及び理由〕			
<p>私どもは、府中市寿町1丁目3番地10に位置する藤和府中コープの居住者47世帯、4店舗、及び6事務所を構成メンバーとする管理組合でございます。</p> <p>昨年私どもは、自己資金のほかに国交省並びに都（府中市）からの4億円強にも上る助成金を生かして進めた耐震工事を終えたばかりですが、そんなやさきに首記事業計画が公示されました。同計画によると、私ども藤和府中コープの数メートル真南に文字どおり額を接するような形で23階建ての高層マンションの建設が予定されております。</p> <p>この計画が実施されると、私どもは生活基盤に甚大な被害を受けることとなります。具体的には、次のような事態が生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬至を中心に終日日陰となることによる日照権の喪失 プライバシー保持の困難化 落下物発生等の危険増大 景観・眺望権等の喪失 ～ に基づく資産価値の大幅下落 <p>上の内容を一言で申し述べると、今回の野村不動産の事業計画によって私どもの今後の生活環境が極端なまでの形で劣悪化しようとしていること、そのため30数年間にわたり営々と築き上げてきた私どもの暮らしや財産が、今まさに音を立てて崩れ落ちようとしていることです。</p> <p>しかも、このような無理な事業計画になった原因が、事業主の中途半端な用地取得に起因するものであることは明らかです。</p>			
〔要望事項〕			
<p>府中市開発事業まちづくりの配慮指針には「開発事業で建築する建築物は、日照や風通しなどの周辺に及ぼす影響に配慮し、周辺のまち並みと調和のとれた建築物の高さとする」と明記されています。私どものマンションは、まさにけやき並木周辺景観形成地区に位置しております。</p> <p>また景観の措置状況説明書の中には、高さは周辺建築物のスカイライン</p>			

との調和を図り著しく突出した高さの建築物は避ける、また圧迫感の軽減を図るという条文もあります。今回の計画はこれらの要件を満たしているとは思えません。

商業地域では日照の規制はないとはいえ、30数年間にわたり日照を享受してきた私どもにとって終日の日陰を余儀なくされることは受忍限度を超えています。基本的には建ててほしくはありませんが、最低限まちづくりの配慮指針や措置状況説明書の趣旨に沿った建築物としていただきたい。

府中市地域まちづくり条例第1条(目的)にうたう「市、市民、事業者の協働により、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現」するため市議会におかれては、大所高所より近隣住民の生活環境に配慮した計画となるよう関係者の御指導をいただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成29年2月14日
陳情人住所氏名	府中市浅間町4 - 26 - 46 基地跡地利用を考える会・準備会 暫定代表 上野東声 署名357人		
件 名	基地跡地の利用計画の「検討協議会」に留保地近隣の住民代表を参加させることを求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>平成24年9月、地元住民を中心に多くの反対署名が寄せられていた国立医薬品食品衛生研究所の誘致計画が川崎市に決まり、府中市の基地跡地留保地の「利用計画」は白紙の状態になっていました。その後、平成28年2月に府中市基地跡地留保地活用基本方針が決定され、同年11月には府中市基地跡地留保地利用計画素案（案）が提示され平成29年1月13、15日に地元で説明会が行われました。この説明会には地元住民を初め延べ50人近い方が参加、質問し意見を述べました。素案（案）は事業主体別のゾーニング案が示されているものの具体的な利用計画の策定は今後に委ねられており、そのための「検討協議会の設置・運営」を示唆しています。</p> <p>浅間町、天神町、若松町の留保地近隣の住民は1月22日に「基地跡地を考える集い」を開いて近隣住民としての期待と希望を話し合いました。ここで「小金井街道の歩道は狭く、危険な状態なのでこの際、改善してほしい」、「町内をつなぐ生活道路が欲しい」、「既存住宅地と留保地内の施設を隔てる緩衝空間の設計はしっかり考えてほしい」等どのような利用計画が策定された場合にも、共通する近隣住民としての願いがあることが確認されました。そこでこうした願いを確実に策定計画に反映させる手続として、府中市基地留保地利用計画素案（案）（平成28年11月府中市）21ページ上から8行目後半部分以降「……有識者や市民等からなる検討協議会の設置・運営についても検討していきます」の提示文言を「有識者、公募市民、及び生活上の利害関係者である留保地近隣住民の代表等からなる検討協議会を設置し、運営します」の趣旨の文言に変更するよう求めます。要点は、この「検討協議会」のメンバーに「有識者」、「市民」に追加して「近隣住民の代表」の枠を新たに加え、「検討協議会」を確実に設置・運営することです。以下にこの陳情への357人の市内賛同署名者を記して提出します。</p>			
〔陳情項目〕			
府中市基地留保地利用計画素案（案）（平成28年11月府中市）21ページ			

上から 8 行目「……有識者や市民等からなる検討協議会の設置・運営についても検討していきます」の文言を「有識者、公募市民、及び生活上の利害関係者である留保地近隣住民の代表等からなる検討協議会を設置し、運営します」の趣旨に変更すること。

付託する委員会	
---------	--

陳情番号	4	受理年月日	平成29年2月15日
陳情人住所氏名	府中市是政4-8-10 府中革新懇（平和・民主・革新の日本を目指す府中の会） 代表世話人 寺下章夫		
件名	「共謀罪＝テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法改正案の国会上程に反対し、この法案を国会に上程しないことを国に求める府中市議会の意見書の採択を求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>安倍政権は、現在開会中の通常国会に、過去三度廃案となった「共謀罪」につき、「共謀罪」の名称を「テロ等準備罪」に変え、この創設を柱とする「組織犯罪処罰法」の改正案を提出・成立を図る予定と報じられています。</p> <p>安倍政権は、提案の理由を、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックのテロ対策として、国際犯罪防止条約の締結が不可欠であり、そのための国内法イコール「共謀罪」の制定が必要であること、新しい国内法は、「組織的犯罪集団」に限定したから一般の方々が対象になることはないこと、「準備行為」があつて初めて処罰の対象となるものであるから、「共謀罪」ではないこと等と説明してきました。</p> <p>1月20日から、国会での質疑が始まりました。この論戦のなかで、テロ防止には既に13の条約が批准されており国内法も整備されていること、政府が「穴」があると持ち出した、「殺傷能力の高い化学薬品を製造し、これを用いて同時多発的に一般市民の大量殺人を行う」ケースや「ハイジャック」等についても現行法で十分対処でき、新法の必要はないことが明らかにされました。</p> <p>「組織的犯罪集団」の規定についても、政府が例示した、テロ組織、暴力団、麻薬密売組織に限定されるものでなく、当局（捜査機関）の恣意的判断でいかようにも拡大される危険性があること、「準備行為」についても、日常生活でのごく普通の行為がそれに当たると判断されかねないこと等、この法案の持つ矛盾、問題点が明らかになりました。そのなかで、法務大臣が答弁不能になる場面が、繰り返されています。メディアも「法案提出の前から始まっている国会の論戦では理解に苦しむ場面が多い」、「政府側の対応は曖昧で二転三転している。」、「『共謀罪とはまったく違う』、『発想を変えた新たな法律だ』との説明も聞かれた。だが共謀罪とまった</p>			

く違うなら肝心の条約の締結ができなくなってしまう。」「条約に便乗するようなかたちで幅広く網をかけようとしてきた政府側の姿勢」と批判し「腰を据えて、分かりやすく説明していく」ことを求めています（日本経済新聞2月6日付「社説」）。

私たちは、この法案が名前を変えても、犯罪行為のみを罰するという近代刑法の原則に反し、国民の内心の自由を保障した憲法19条等に反する違憲立法の本質に変わりがない以上、「分かりやすく説明」すること自体不可能だと考えています。このような法案の国会への上程を許すべきではないと考え、下記のとおり陳情します。

〔陳情項目〕

「共謀罪 = テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法」改正案に反対し、この法案の国会上程をしないことを国に求める府中市議会の意見書を採択すること

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成29年2月15日
陳情人住所氏名	府中市南町4 - 43 - 232 田 口 浩 司		
件 名	陳情の取り扱いに関するルールの明確化を求める陳情		
〔陳情趣旨〕 これまでと同様に陳情と請願の扱いを同じにしていきたい。 陳情に関して、議会運営委員会に送られても送られなくても議事録を残していただきたい。			
〔陳情理由〕 1 一旦陳情として受理されたにもかかわらず、陳情として扱われず、勝手に要望書にされた経緯がある。 2 なぜ要望書になったのかについて、理由が示されず、議事録もないので事情がわからない。 3 行政において不利益処分をする場合は具体的な理由を示さなければならないとなっている。 そこで下記のとおり、要望いたします。			
〔要望事項〕 1 陳情と請願の扱いを今後も同じように扱っていただきたい。 2 陳情の取り扱いに関するルールの明確化していただきたい。 3 事務局を通過した陳情の扱いについて議事録を残していただきたい。			
付託する委員会			